

青森県教育委員会第732回定例会会議録

期 日 平成22年1月6日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- | | |
|-------|--|
| 報告第1号 | 学校職員の人事について |
| 議案第1号 | 学校職員の人事について…………… 原案決定 |
| そ の 他 | 平成22年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者
選抜における新型インフルエンザ等への対応について |
| そ の 他 | 職員の懲戒処分の状況について |

平成22年1月6日(水)

- ・開会 午後3時00分
- ・閉会 午後3時25分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・
生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、清野委員
- ・書記
相坂譲、坂本雄大

会 議

議事

報告第 1 号 学校職員の人事について

(事務局説明 佐藤教職員課長)

青森県立三沢商業高等学校校長 吉田 健 が、一身上の都合により平成 21 年 12 月 20 日付で、辞職したい旨の届が提出されたが、会議を招集する暇がなかったことから、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、教育長において臨時に代理し、辞職を承認することとして、処理したので、報告する。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、報告第 1 号は了解した。

議案第 1 号 学校職員の人事について

(非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 平成 22 年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型インフルエンザ等への対応について

(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

今般の新型インフルエンザの感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等に対する県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜における対応について説明する。はじめに、県立高等学校入学者選抜における対応についてである。

平成 22 年度入学者選抜においては、受検生の多様な力が評価されるよう前期選抜に一般選抜枠と特色化選抜枠を設けるとともに、透明化を図るために後期選抜に学力検査を導入し再チャレンジの機会とするなど、改善を図ってきた。

新型インフルエンザ等への対応についてであるが、まず、3 月中に前期選抜と後期選抜を実施することにより、これらの学力検査等の全部又は一部を欠席した者を

対象とした学力検査の追検査は、日程の確保が困難であるため実施しないこととした。

なお、学力検査等の全部又は一部を欠席した者の取扱いについては、平成22年度青森県立高等学校入学者選抜要項の「13 入学者の選抜(4)」に示す「校長が適切な方法により選抜を行う」こととし、特に、前期選抜の学力検査等の全部又は一部を欠席、受けることができなかった受検生に対しては、今回限りの特別な措置として、次のように対応することとした。

3月8日、月曜日に、面接及び口頭試問を行い、また、学校によってはこれらのほかに実技検査や作文等を実施する。

口頭試問は、面接委員からの質問に対して、口頭で回答したり、考え方を説明するなどの形式の試験であり、学力検査と同程度の内容とし、各校の実態に応じて出題する。

3月8日、月曜日に実施する面接等の内容については、2月下旬に県教育委員会ホームページ等で公表する。

なお、前期選抜及び後期選抜実施日には、新型インフルエンザの感染拡大防止のため、インフルエンザ様症状のある受検生のために別室を準備するなど、各校において万全を期すこととしている。

次に、県立特別支援学校高等部入学者選抜における対応についてである。

高等部を置く特別支援学校は分教室を含めて15校あるが、専門的な産業科を設置している青森第二高等養護学校については、志願者が多いことから、選抜の結果合格できなかった者が、各地区にある知的障害者を対象とした特別支援学校高等部を第二志望とすることを認めている。

青森第二高等養護学校については、2月10日、水曜日を選抜実施日としており、この選抜を欠席した者については、今回限りの特別な措置として、2月16日、火曜日に面接及び諸検査を実施する。

その他の14校の特別支援学校については、2月26日、金曜日を選抜実施日としており、この選抜を欠席した者については、これも今回限りの特別な措置として、受検生の障害や病気の状態など各校の実情を踏まえて期日を決定し、面接等を実施する。各校の対応の詳細については、受検票の交付に併せ、各校から受検生に通知することとしている。

なお、選抜実施日には、新型インフルエンザの感染拡大防止のため、インフルエンザ様症状のある受検生のために別室を準備するなど、各校において万全を期すこととしている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(高橋委員)

後期選抜においては、特別な対応をとるということはしないのか。

(小林参事・学校教育課長)

後期選抜の場合であるが、検査日から合格発表までの間が2日間しかない。その中で、後期選抜学力検査の採点・集計に始まり、選抜資料の作成、選抜会議、合否結果の公表・通知までの一連の高校入試業務を遂行する必要がある。

さらに、高校入試業務はミスの許されない業務でもあり、高校側に新たな業務を行う余地がないと判断したため、後期選抜には特別な措置はとらないこととした。

また、前期選抜と異なり、後期選抜において学力検査の全部又は一部を欠席する受検生は少ないものと見込まれる。

(鈴木委員長)

後期選抜においては、特別な措置はとらないということであるので、受検生に対してはしっかりと周知徹底を図り、知らなかったということのないように対応願いたい。

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

12月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

次案の2について、校長が処分を受けているようであるが、校長といえば学校の管理職である。今後このような事案が発生することがないように、何か対策は講じたのか。

(佐藤教職員課長)

教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに、通知や会議等により、再三にわたり指導の徹底をお願いしてきたところであるが、今回、委員指摘のとおり教職員を指導・監督する立場にある校長自らが、スピード違反を繰り返したことにより、懲戒処分を受けたことは、たいへん残念である。

今後このようなことが発生しないよう、昨年12月に市町村教育委員会及び各県立学校に対し、教職員の服務規律の確保について文書で通知したほか、各県立学校長、及び本日各教育事務所長に対し個別に、指導の徹底を図るよう依頼したところである。

今後も、あらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(鈴木委員長)

青森県特有の雪等による交通事情などにより、「遅れてしまう」という気持ちから今回のようなことが起こってしまうこともあるので、移動などの際には余裕をもって行動するよう指導していただきたい。

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。